

令和3年6月1日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～空知地域
「都会の近くにある空知地域への周遊・滞在を促す周遊・体験・滞在コンテンツの造成事業」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～空知地域
「都会の近くにある空知地域への周遊・滞在を促す周遊・体験・滞在コンテンツの造成事業」

2. 事業目的

空港と都市の近郊にありながら、三密を避けて、ゆったりと過ごせる環境にある空知地域の地域資源を活かした観光コンテンツの整備を図るとともに、札幌圏に滞在する観光客や北海道を複数回訪れたことのあるリピーター層の誘客へと繋がる周遊プラン及び体験・滞在プランを整備することで、新たな旅のスタイルにも対応した環境づくりに取り組み、空知地域への誘客促進を図る。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日（予定）

4. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明をすること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

表明期限：令和3年6月8日（火）17:00 まで

表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-0941 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

* 新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より、6月4日（金）15時まで受付け・回答とします。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 小室
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：saori_komuro@visithkd.or.jp

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～空知地域
「都会の近くにある空知地域への周遊・滞在を促す周遊・体験・滞在コンテンツの造成事業」
企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

空港と都市の近郊にありながら、三密を避けて、ゆったりと過ごせる環境にある空知地域の地域資源を活かした観光コンテンツの整備を図るとともに、札幌圏に滞在する観光客や北海道を複数回訪れたことのあるリピーター層の誘客へと繋がる周遊プラン及び体験・滞在プランを整備することで、新たな旅のスタイルにも対応した環境づくりに取り組み、空知地域への誘客促進を図る。

2. 事業対象地域

空知地域

(主に美瑛市、夕張市、三笠市、長沼町)

3. ターゲット国

台湾、タイ、欧米(英語圏)

4. ターゲット属性

①年代: 30歳～40歳、②旅行形態: 子供連れもしくは両親連れの家族層、③旅行形態: 個人手配、④北海道に複数回、訪れたことのあるリピーター、⑤自然や文化・歴史などに興味があり体験を主体とした旅行の意向が強い

5. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下、「観光機構」という。)が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

6. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体法人等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
 - ⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ⑥ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第

2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

1. コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
2. 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

8. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

6月1日（火）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
6月8日（火）17:00	企画提案参加表明締切
6月22日（火）15:00	企画提案書の提出期限
6月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬～7月上旬	契約締結・委託決定事業者による現地での事業説明会開催・業務開始
令和4年3月10日（木）予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

*新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日（金）15時までの受け付け・回答とします。

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月8日（火）17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-0941 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（※様式は任意、メール本文で可）。

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

10. 委託業務内容

事業内容について対象となる地域へのヒアリングは空知総合振興局と事前に協議の上実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は観光庁の「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【担当連絡先】空知総合振興局産業振興部商工労働観光課 観光振興係長 佐々木 貴光 TEL：0126-20-0063
観光地として観光客を惹き付けるため、空知地域の地域資源を活かした観光コンテンツの整備を図るとともに、

札幌圏に滞在する観光客や北海道を複数回訪れたことのあるリピーター層の誘客へと繋がる周遊プラン及びゆつたりと観光してもらうことに繋がる体験・滞在プランを整備する。

- 周遊・体験・滞在コンテンツの企画・造成に向けたワークショップの開催
- 美唄市を中心とする周遊・体験・滞在コンテンツの造成及び旅行商品購入環境の整備
 - ◇ 次のコンテンツについて、プラン・プログラムを造成し、造成したプラン・プログラムについてモニターツアーを実施。
 - ・ 地元発着型観光タクシープラン
 - ・ 「手ぶらキャンプ」、「自己流マニアキャンプ」、「自然体験キャンプ」などのキャンププログラム
 - ・ 「食」に関する体験、「農」に関する体験、「アート」に関する体験を取り入れた「食」・「農」・「アート」体験プログラム
 - ・ 空知地域の観光コンテンツや体験プログラムを取り入れたワーケーションプログラム
 - ・ 日本遺産「炭鉄港」の構成文化財の魅力や、「炭鉄港」に関連した地域文化をストーリー仕立てで伝えるガイドツアープログラム
 - ◇ 地元発着型観光タクシープランについて、運転手のガイド育成を実施するなど、受入体制の充実を図る。
 - ◇ 造成したプラン・プログラムの旅行商品化に向けて、旅行会社との商談もしくは旅行会社の招聘を実施
- 長沼町を中心とするフードツーリズムの推進に向けた体験・滞在コンテンツなどの造成及び受入環境整備
 - ◇ 「農」と「食」をテーマとした体験プログラムの造成。造成した体験プログラムの内容や注意事項を記した多言語版案内ツールの整備。
 - ◇ 長沼町の特産物などを活かした空知地域ならではの飲食メニュー（ご当地グルメ）及び特産品の開発。開発した飲食メニューにおける多言語版メニュー表の作成。

(1) 滞在コンテンツ造成事業

- ① ワークショップ開催
- ② 旅行商品の企画開発
- ③ 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発
- ④ 課題抽出のためのモニターツアー
- ⑤ 名産品開発

a. 美唄市を中心とする周遊・体験・滞在コンテンツの造成

Step1：ワークショップを開催し、新たな観光プランの策定や観光コンテンツの磨き上げなど、商品造成に向けた検討・検証を実施（開催回数：3回）（※b. のSTEP1と共通）

Step2：観光タクシープラン及び体験・滞在プランの商品企画・造成

Step3：上記で造成した商品のモニターツアーを実施することで改善点確認

（※モニターツアーの参加者は、「在日外国人」や「国内在住の海外旅行会社のランドオペレーター」を想定）

- 観光タクシープラン（2hコース：10回（台）、4hコース：10回（台）（スイーツ巡りコースや日本遺産炭鉄港コースなどを想定）
- キャンププログラム
 - ・ 手ぶらでキャンプモニターツアー（開催回数：日帰り1回、宿泊2回）
 - ・ 自己流マニアキャンプモニターツアー（開催回数：日帰り1回、宿泊1回）
 - ・ 自然体験キャンプモニターツアー（開催回数：宿泊1回）
- 「食」・「農」・「アート」体験プログラムモニターツアー（開催回数：2回（長期滞在6泊7日））
- ワケーションプログラムモニターツアー（開催回数：2回（長期滞在6泊7日））

○ 炭鉄港ガイドツアープログラムモニターツアー

- ・ 日本遺産「炭鉄港」の構成文化財を有する美唄市、三笠市、夕張市において実施
- ・ 美唄市、三笠市の各市における単一市のモニターツアー実施（開催回数：4回（美唄市2回、三笠市2回）
- ・ 上記単一市でのモニターツアー結果を踏まえた上で、二市の選別したコンテンツに、既に炭鉱遺産の活用が進んでいる夕張市のコンテンツを加えることで、各地に広く点在する「炭鉄港」に関するコンテンツをストーリー仕立ての面で結んだ広域のモニターツアー実施（開催回数：4回）

Step4： 上記モニターツアーによる改善点を反映させた旅行商品を造成

b. 長沼町を中心とするフードツーリズムの推進に向けた体験・滞在コンテンツなどの造成

Step1： ワークショップを開催し、観光コンテンツの磨き上げなど、商品造成に向けた検討・検証を実施（※a.のSTEP1と共通）

Step2： 体験・滞在プランの商品企画・造成及び飲食メニュー・特産品の開発

- ・ 「農」と「食」をテーマとした体験プログラム造成
- ・ 長沼町の特産物などを活かした空知地域ならではの飲食メニュー（ご当地グルメ）及び特産品の開発（飲食メニュー：2商品、特産品：1商品）

（地域資源一例）

- ・ 宮島沼（マガンなど）や安田侃アルテピアッツァ美唄などの自然や文化に係る地域資源、キャンプ場やカヌーなどのアウトドアやアクティビティに係る地域資源 等
- ・ 日本遺産「炭鉄港」の構成文化財や、「炭鉄港」に関連した歴史、風土、伝統及びグルメ 等
- ・ 野菜や米などの豊かな「食」そのものや、農業者などが行う着地型の体験交流サービス 等

（コンテンツ一例）

① 美唄市を中心とする周遊・体験・滞在コンテンツの造成

- a. 公共交通機関などを利用し空知地域を訪れる観光客をターゲットに、気軽に空知地域の周遊型観光が楽しめる貸切の地元発着型観光タクシープラン（スイーツ巡りコースや日本遺産炭鉄港コースなどを想定）
- b. 「手ぶらキャンプ」、「自己流マニアキャンプ」、「自然体験キャンプ」などの様々なスタイルのキャンププログラム
 - ・ 手ぶらキャンプ：手ぶらで来ても楽しめるようなキャンプ用品を提供するスタイル
 - ・ 自己流マニアキャンプ：必要最低限の設備のみを提供するスタイル
 - ・ 自然体験キャンプ：ツーリング、カヌー、化石発掘などの自然体験プログラムを組み込んだスタイル
- c. 地域の特産品を活用した「食」に関する体験、農業体験や農家民泊などの「農」に関する体験、写真撮影や芸術鑑賞など「アート」に関する体験などを取り入れた「食」・「農」・「アート」体験プログラム
- d. WI-FI環境が整っているホテルや施設で長期滞在をしながら、空知地域の観光コンテンツや体験プログラムを取り入れた休暇を過ごすなど、空港と都市の近くにあつて、便利でありながら、自然環境が豊かな利点を活かしたワーケーションプログラム
- e. 日本遺産「炭鉄港」の構成文化財の魅力や、「炭鉄港」に関連した歴史、風土、伝統、グルメなどの地域文化をストーリー仕立てで伝えるガイドツアープログラム

② 長沼町を中心とするフードツーリズムの推進に向けた体験・滞在コンテンツの造成

- a. 「収穫体験+調理体験」など、「収穫体験」と「食べる体験」を絡めるなどした「農」と「食」をテーマとする体験プログラム
- b. 野菜や大豆などの長沼町の特産物を活かした空知地域ならではの飲食メニュー（ご当地グルメ）及び

特産品

対応言語：繁体字、英語、（日本語）

コンテンツ販売主体者：①美唄市中心関連（旅行代理店、OTA 等）

②長沼町中心関連（観光協会、旅行代理店、OTA、道の駅(飲食・特産品) 等）

(2) 受入環境整備事業

① 体験型プログラム等のガイド育成

a. 地元発着型観光タクシープランの受入体制の充実を図るため、運転手のガイド育成を実施する。

・ガイド育成のための研修会実施（2回）

② IT 等を活用した多言語化した情報提供・案内・システムの整備

b. 地元発着型観光タクシープランにおいて、運転手によるガイドを補完し、利用者に一定のレベルのおもてなしを提供するためのツールとして、車中において、タブレット端末などで視聴可能な当該タクシープランで立ち寄る場所などの見所や魅力などの情報を的確に伝えるための案内画像を作成するなど、ITを活用した観光案内プログラムを制作する。

・案内画像の作成（各2本）（繁体字、英語）

c. 「農」と「食」をテーマとした体験プログラムにおいて、体験に係るプログラム内容や注意事項を記した多言語版案内ツールを作成するほか、開発した飲食メニューにおける多言語版メニュー表を作成する（繁体字、英語）。

(3) 旅行商品流通環境整備事業

① 造成したプラン・プログラムの旅行商品化に向けた旅行会社との商談

対象国：台湾、タイ 等

※コロナ禍で厳しい場合は、国内の海外旅行会社のランドオペレーターを担う首都圏等旅行会社やオンラインでの商談の実施も検討。

(4) 新たな旅のスタイルへの適応内容

① 遵守するガイドライン

（一例）

- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ホテル業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
- ・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- ・アクティブツアー向け新型コロナウイルス対策ガイドライン
- ・体験教室向け新型コロナウイルス対策ガイドライン
- ・観光農園（収穫体験）における新型コロナウイルス感染症ガイドライン 等

② 本事業に係る独自の感染症対策

（一例）

- ・受入組織である「ステイびびい推進協議会」では「新型コロナウイルス感染症対策実施マニュアル」を整備しており、状況に応じてブラッシュアップし対応していく。
- ・造成するコンテンツは、密を避けられる野外コンテンツが多いほか、換気効率が良いタクシーを移動手段として利用するなど、新たな旅のスタイルに対応したものである。 等

(5) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・ 地元発着型観光タクシープラン
モニター参加者数：50人（2022年3月時点）
モニター終了後のアンケート結果を基にしたプログラム改善件数 6件（2022年3月時点）
- ・ キャンププログラム
モニター参加者数：90人（2022年3月時点）
（手ぶら：35人、自己流：20人、自然体験：35人）
モニター終了後のアンケート結果を基にしたプログラム改善件数 6件（2022年3月時点）
- ・ 「食」・「農」・「アート」体験プログラム
モニター参加者数：5人（2022年3月時点）
モニター終了後のアンケート結果を基にしたプログラム改善件数 6件（2022年3月時点）
- ・ ワークショッププログラム
モニター参加者数：10人（2022年3月時点）
モニター終了後のアンケート結果を基にしたプログラム改善件数 6件（2022年3月時点）
- ・ 炭鉄港ガイドツアープログラム
モニター参加者数：120人（2022年3月時点）
モニター終了後のアンケート結果を基にしたプログラム改善件数 6件
- ・ 「農」と「食」をテーマとした体験プログラム
体験プログラム造成件数：2件（2022年3月時点）
体験プログラム1コンテンツあたりの改善案件数3件、2コンテンツ合計改善件数6件（Webアンケートによる）（2022年3月時点）
- ・ 空知地域ならではの飲食メニュー（ご当地グルメ）及び特産品開発
飲食メニューの開発商品数：2商品、特産品の開発商品数：1商品（2022年3月時点）

アウトカム

- ・ 滞在コンテンツ予約件数：12件（2022年3月時点）
- ・ 滞在コンテンツのサイト閲覧数：300PV（2022年3月時点）
- ・ 飲食メニューの購入者数：30人、特産品の購入者数：30人（2022年3月時点）

② 受入環境整備事業

アウトプット

- ・ 地元発着型観光タクシープラン
ガイド育成研修の参加者数：5人（2022年3月時点）
案内画像が視聴可能な観光タクシープランの運行可能台数：3台（2022年3月時点）
- ・ 「農」と「食」をテーマとした体験プログラム
多言語版案内プログラムを整備した体験プログラム数：2プログラム（2022年3月時点）
体験プログラム1コンテンツあたりの改善案件数3件、2コンテンツ合計改善件数6件（Webアンケートによる）（2022年3月時点）
- ・ 空知地域ならではの飲食メニュー（ご当地グルメ）及び特産品開発
多言語版飲食メニュー表を整備したメニュー数とメニュー表の設置施設数：2メニュー（対応メニュー数）、1箇所（設置施設数）（2022年3月時点）

アウトカム

- ・ 地元発着型観光タクシープラン
タクシープラン商品掲載 HP 閲覧数：3,000PV（2022年3月時点）
滞在コンテンツ予約件数：2件（2022年3月時点）
- ・ 「農」と「食」をテーマとした体験プログラム
滞在コンテンツ予約件数：2件（2022年3月時点）
- ・ 空知地域ならではの飲食メニュー（ご当地グルメ）及び特産品開発
飲食メニューの購入者数：30人、特産品の購入者数：30人（2022年3月時点）

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット

- ・ アプローチをした旅行会社数：2件（2022年3月時点）

アウトカム

- ・ 旅行商品造成件数：5件（2022年3月時点）
- ・ 旅行商品の販売（催行）数：20件（2022年3月時点）
- ・ 旅行商品のサイト閲覧数：300PV（2022年3月時点）

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

11. 予算上限額

10,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

12. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

②日本円での記載を原則とすること。

13. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。

- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

14. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
※提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：小室）
TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和3年6月22日（火）15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。（但し、データのみ提出は認めない。（1）に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。）

15. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

*なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いた遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

16. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

17. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁の令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、本指示書及び観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。なお、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

18. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上